

2024年配分金支払予定日のお知らせ

1月19日	金	7月19日	金
2月20日	火	8月20日	火
3月19日	火	9月20日	金
4月19日	金	10月21日	月
5月20日	月	11月20日	水
6月20日	木	12月20日	金

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて



シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の扱いは、以下のとおりです。

1. 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区別されます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。
したがって、配分金収入に係る必要経費の額が55万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の金額を控除とします。
2. しかし、必要経費の額が55万円未満の場合は、「租税特別措置法」第27条の適用により、55万円を上限として控除します。（ただし収入金額を限度とします。）
3. 公的年金を受給している会員は配分金収入とは別に公的年金等控除が受けられます。
4. 給与収入のある会員は、最低55万円（ただし収入金額を限度とします。）の給与所得控除が受けられますが、その場合配分金収入に係る控除額は、55万円から給与所得を控除した残額が限度です。

※1 なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※2 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下がられています。